

# エコネット

2008年 1月 1日

第164号

藤沢環境運動市民連絡会議  
(略称 エコネット)



主 事  
な 記  
事

- ・引地川周辺ダイオキシンの環境影響
- ・荏原ダイオキシンの事件報告の要望
- ・映画「不都合な真実」上映
- ・市長候補はごみ有料化見直しを公約すべき

事務局 〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳  
☎ / F A X 0466-87-4922 (夜間のみ)  
<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

## 市長選立候補者は、ごみ有料化の見直しを公約すべき！

藤沢市のごみ処理有料化が昨年10月から始まり、諸税・負担・物価統騰の中で市民は家計への負担をじわじわと感じています。ごみ処理有料化は、山本市長が提案し、市議会が多数で、4万人余の市民の反対請願を無視してまで強行したものです。

神奈川県内の市で有料化している市は、藤沢市と大和市だけです。大和市では、昨年の上市長選挙で、ごみ袋値下げを公約した大木哲氏が当選し、現在見直し中です。

本年2月に藤沢市長選挙は行われます。各市長候補がごみ有料化問題について見直しを公約に掲げるか否かは、即、市民の家計につながることで、注目されます。

現在、ごみ有料化反対署名運動を行った市民3人が原告となり、藤沢市(代表藤沢市長)を被告として、横浜地裁に「ごみ有料化条例無効確認等請求事件」の裁判中です。

原告市民の主張は、藤沢市廃棄物条例の一部改正により強制的に課せられる指定袋購入による手数料支払いの義務はないとの確認を求めるものです。

被告の市は、ごみ有料化の根拠となる法律は、地方自治法227条であり、市民が有料指定袋を購入し、ごみを指定場所に出すことにより手数料を徴収できると主張しています。

これに対し、原告市民は、「手数料」は、市町村の事務で、身分証明、印鑑証明など一人の要求に基づきその者の利益のために市が行う事務に限っており、市のごみ処理手数料(袋代)は、市民全体から強制的に徴収されるものであり、特定の一人の要求によるものではない。また、廃掃法では、一般廃棄物の収集運搬処分は、市が行わなければならないとしています。従って、ごみ処理手数料は、地方自治法・廃掃法上も徴収できないものであり、いままで、一般会計で処理されているもので、市民にとっては、税金の二重取りになります。

裁判長から、被告の市に対し、藤沢市のごみ有料袋は高すぎるのではないかと、ごみ処理費(収集・運搬・処分費)まで、市民から手数料として徴収できるか、という質問があり、11月の裁判では、市は排出者にごみの排出量に応じて処理経費の一部を手数料として負担していただくなどと要領を得ない回答をし、原告からは、市の考え方が違法であることを立証しました。(次頁掲載資料参照)

裁判長から、市は再度、ごみ処理手数料徴収が地方自治法227条に反しないという文献、判例等と、ごみ手数料の金額、用途などを決めた根拠を提出するよう求められました。

市長選立候補者は、ごみ裁判の経緯、県内他市の現状、市民の負担などを見極めて、ごみ有料化の見直しを市長選挙の公約として掲げ、市民の選択を受けるべきです。(諏訪謙司)

## <ごみ手数料徴収に関する参考資料>

### —藤沢市の考え方—

#### ★藤沢市の裁判提出準備書面より 抜粋

ごみ処理事業は、廃棄物処理法に基づく市町村の自治事務であるが、ごみ処理経費に対する負担の公平化を図る必要がある。ごみ処理施設整備や処理業務に多大な経費を要することから税による対応を基本としつつも、排出者にごみの排出量に応じて処理経費の一部を手数料として負担していただく。このことは、憲法25条による国の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めるべき趣旨に沿うものと考えている。

#### ★藤沢市ホームページより(2007年10月)(原告より裁判提出資料抜粋)

ごみ処理有料化に関しての、市民からの意見質問と市の考え方

◎質問・ごみ袋が高すぎるのではないか

○市の考え方・ごみ処理有料化の手数料設定(指定収集袋の金額)については、収集・焼却・処理・処分に係る費用の約25%を市民の皆様にご負担していただく制度です。具体的には20%相当の指定袋1袋分のごみ処理に156円要しておりますので約25%の40円の手数料となっています。また、事業系につきましては自己処理が原則ですので家庭系より高い設定で、約75%となっております。したがって、ごみ袋の製造コストにより指定収集袋の金額を決定しているものではございません。

◎質問・ごみ処理手数料の用途について

○市の考え方・ごみ処理有料化による手数料については、すべてごみ関係事業の事業費に充当するとともに、手数料収入相当額を基金として積立てる予定となっております。(相当額の9割を環境基金に、残りの1割をみどり基金に積立てます)なお、ごみ処理手数料の用途や基金への積立て金額については、予算や決算の中でお示ししていきます。

◎質問・集合住宅の場合、戸別収集しないで、同じ料金である。検討されたか。

○市の考え方・有料化については、戸別収集を実施するために行うものではなく、すべての市民に意識を持って、ごみの発生抑制、減量化、資源化に取り組んでいただき、将来にわたり安定的なごみ処理を確保するためのものです。

### —手数料徴収に関する法律上の定め—

#### ★ 地方自治法(手数料)227条

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。・(市町村の事務ですべての市民を対象にした手数料は徴収できない)

◎ 「特定の者のためにするもの」とは、身分証明、印鑑証明、公簿の閲覧等一私人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務をいい、その事務は一私人の利益又は行為のため必要となったものであることを要し、もっぱら普通地方公共団体自体の行政上の必要のためにする事務については手数料は徴収できない(行実、昭24・3・14)

#### ★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)・(一般廃棄物の収集、運搬、処分は市町村の事務))

第6条の2 (市町村の処理等) 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)しなければならない。4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。(市民の責務は、リサイクル、分別、保管、所定の場所への持ち出しである)

\*なお、ごみ裁判について、訴状、被告の答弁書、原告・被告の準備書面の全文、経過報告、ニュースなどは、ホームページをご覧ください。

「藤沢市のごみ収集有料化について」 [http://www.geocities.jp/gigo\\_fujisawa/gomi.htm](http://www.geocities.jp/gigo_fujisawa/gomi.htm)

## 藤沢・ごみ有料化裁判の公正判決を求める要請書

### <4万を超える藤沢市民の反対署名を無視して強行した 藤沢市のごみ有料化条例>

藤沢市では、ごみ有料化条例の制定にあたり、40980名の反対署名を添えた市民の反対請願を無視して、昨年9月議会において採決を強行、本年10月1日より実施しました。実施方法は、市の指定するビニール袋を有料で購入させ（大袋40L～80円、中袋20L～40円、小袋10L～20円）、各家庭から出る可燃ごみ・不燃ごみは、その有料袋に入れたもののみ収集するというものです。

本裁判は、2007年3月26日、「藤沢ごみ問題市民の会」有志3名（渡辺博明氏、諏訪謙司氏、小林麻須男氏）が原告となって、藤沢市を相手に、藤沢市のごみ処理有料化条例の無効・差し止めを求め、横浜地裁に提訴しているものです。

藤沢市は、今回のごみ有料化の法的根拠として、藤沢市は、地方自治法第227条で言う手数料条項を挙げていますが、藤沢市のごみ有料化が、この法律に反するものであることを、原告は裁判で訴えています。

### <原告が訴えている「ごみ有料化条例」の3つの違法性>

#### <地方自治法の手数料条項に違反する>

地方自治法227条の手数料条項は、特定の者に対して徴収が許されていますが、今回のように全市民を対象とした手数料の徴収は許されていません。したがって藤沢市のごみ有料化条例は重大な法律違反をしています。

#### <廃掃法に違反する—ごみの収集・運搬・焼却・処分は市の本来業務>

さらに、廃掃法では、市は、ごみの収集・運搬・焼却・処分は、地方自治体が行わなければならない市の本来業務と定められています。今回の藤沢市のごみ有料化は、ごみ処理費の25%を市民から手数料という名目で徴収しようとするもので、廃掃法に反します。

#### <ごみ有料化は、手数料名目の「ごみ間接税」—税金の2重取り>

また、藤沢市は有料化によって、全市民から、1年間に7億5千万円もの収入を得て、そのうち有料袋等の費用3億5千万円を差し引き、残り4億円を利益金として市の財源（環境基金）に組み入れようとしています。これは、手数料名目で有料袋に上乗せした「ごみ間接税」であり、法律に定めのない税金の2重取りは違法です。

#### <署名取り扱い団体> （署名郵送の場合は下記までお送り下さい）

#### 藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会

連絡先：〒252-0804 藤沢市湘南台3-29-15 村上 清方

電話・fax 0466-44-2652

地球温暖化防止月間に開催された2イベント

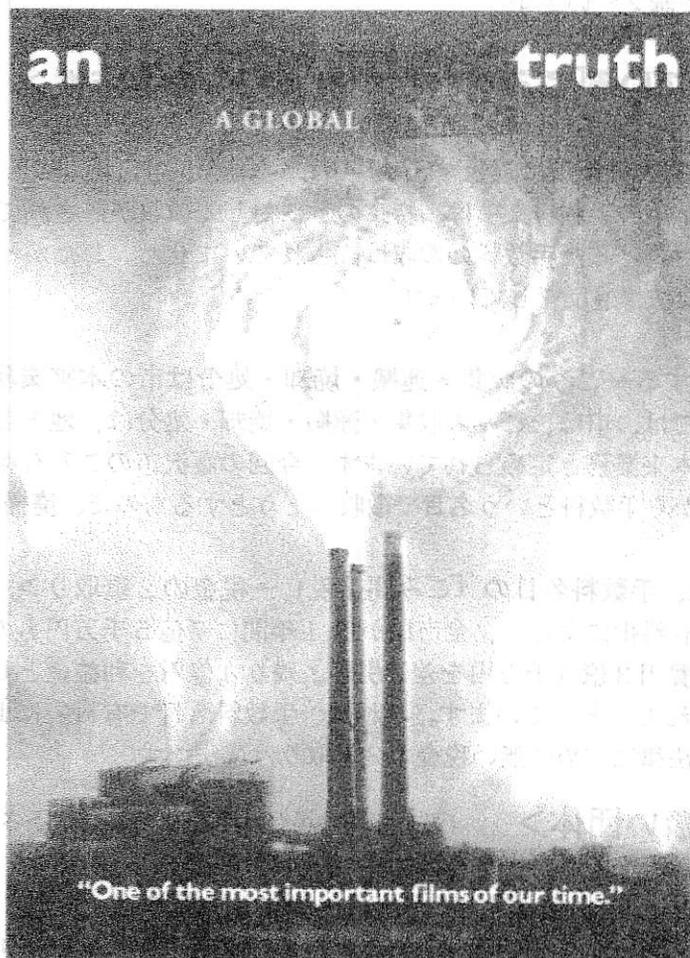
## 「不都合な真実」上映会/100万人のキャンドルナイト冬至

■2007.12.9 映画「不都合な真実」上映会が開催されました。

(会場:藤沢産業センター 主催:藤沢市地球温暖化対策地域協議会/藤沢市)

元アメリカ副大統領、アル・ゴア氏のスライド講演とその内容を記録したドキュメンタリー映画「不都合な真実」の無料上映会が開催されました。ゴア氏は地球温暖化対策の重要性を世界中に訴え続け、IPCCの科学者と共に2007年ノーベル平和賞を受賞する事になりました。

この映画では地球規模の急激な気候変動の実態や、それがもたらす社会・経済への影響などが豊富なデータや映像でわかりやすく示されており、今回は日本語吹き替えに日本語字幕付で上映。会場には満席の約250名のお子様を含むさまざまな年齢の方が参加され、上映終了後には上映会協力団体として広報などのサポートをされた地球温暖化防止活動などに取り組む市民団体の活動紹介なども行われました。暮らしの中で出来る事、地域や職場で取り組める事などに一人一人が動き出すきっかけのひとつになれば幸いです。



## ■2007. 12. 22~24 100万人のキャンドルナイトキャンペーン冬至

<http://candle-night.org>

2003 年から全国で夏至と冬至に呼びかけられている「100 万人のキャンドルナイト」。今回も12/22(冬至)を中心に、全国各地でキャンドルナイト関連イベントやキャンドルを灯してのお店の営業などが行われ、地球の事、未来の事、私たちに出来る事に思いをはせようという呼びかけが行われました。地球温暖化はますます深刻で、日本でも豪雨や竜巻など異常気象が顕著になってきています。また冬も年々暖かくなっており、南極や氷山の氷の融解も激しさを増しています。わたしたち一人一人に出来る事を、もっともっと身近に引き寄せて、暮らしをシンプルに変えていくことが大切です。キャンドルの灯りに触れて、電気の事、エネルギーの事をはじめ、平和や命について、そして家族の温かさに改めて気がついたというお声もいただきました。この「家族」や「地域」の絆を深めていくことで、使いすぎているものや無駄にしてしまっているものの多くを無くすことが出来るのではないのでしょうか。たとえば、一緒にご飯をたべて、一緒にテレビを見て、順番にお風呂に入り、同じ部屋で過ごして会話を楽しむ・・・といった、昔は当たり前だったことをもう一度、今だからこそ始めてみる事。このことが、環境問題だけでなく、日本で、世界で、今起きている様々な問題をいい方向へと導いてくれるように思います。

“でんきを消して、スローな夜を・・・”夏至と冬至に関わらず、暮らしの中にキャンドルの灯りを取り入れてみませんか。やさしい気持ちになれる時間が増えるかもしれませんね。

(藤沢市地球温暖化対策地域協議会 吉田洋子)



12月20日  
19:00~21:00

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス ファカルティクラブ・タブリエ

## 引地川周辺ダイオキシン類の環境影響

2007年10月12日に、神奈川県に荏原ダイオキシン流出事件後の引地川河口周辺のダイオキシン類の影響調査と調査報告集会を荏原ダイオキシン問題市民連絡会議で要望した。11月17日、県大気水質課の塩谷さん、庄司さんを講師に、ダイオキシン類環境影響調査結果について、学習会が開かれ、活発に意見交換をおこなった。

引地川へのダイオキシン類流出は、荏原の焼却炉が停止された2000年3月の直後の5月から6月にかけて調査したものと、その後毎年おこなった引地川の水質、底質とムラサキガイ、魚（スズキ、ボラ）の調査結果が下図である。水質、底質はきれいになってきているが、魚類は、まだ安全とは言い切れず、食べ続けられないほうが好ましい。（青柳）

2007年10月12日

神奈川県知事 松沢成文 様

### 引地川及びその河口周辺海域の生態系へのダイオキシン類の影響調査並びに 荏原ダイオキシン事件調査結果報告集会開催についての要望書

荏原ダイオキシン問題市民対策会議

ダイオキシン類や特定化学物質の環境への排出の把握や管理の改善の促進など神奈川県民の生活と環境保全に対する日頃の取り組みに対して感謝しております。

特に、引地川水系における荏原ダイオキシン汚染事件におきましては、担当課は藤沢市及び地域住民と協力して汚染の実態把握と事故後の対応に当たってきました。

この度、荏原製作所の事故炉の解体が計画され、合わせて焼却炉内部のダイオキシン類を調査し、スクラバ排水にダイオキシン類が含まれて排水された原因を調査することになったと伺っております。私たちは、その結果に多大な関心を抱いております。

同時に、予てより指摘をしてきました環境への影響、とりわけ食物連鎖による魚介類、鳥類への生物濃縮については、未だ、十分な説明がなされているとはいえません。

事件発生当時の市民集会において、当時の水産課長の篠田氏は「当面は風評被害対策を優先せざるを得ないが、いずれは生態系への影響を調べます」答えています。

これまで継続した環境調査が行われ、水質・底質を始め魚類等について結果を公表し、情報提供が行われてきました。予算が十分でないためか生態系の高次捕食者についての調査が行われていません。

以上のことから、次の5点について要望致します。

1. 引地川及びその河口付近の海域に生息する魚介類のダイオキシン類の影響について現状を把握してください。
2. カワウなどこの地域の生態系の高次捕食者のダイオキシン値を測定してください。
3. 生態系への影響調査について予算を十分確保してください。
4. 具体的な調査に当たって住民との話し合いを持ってください。
5. 解体後に、事件の真相究明と解体状況報告を行う住民説明会を開いてください。

以上

# 引地川下流域等調査結果の概要

(底質調査結果) 2000年(平成12年)

(水質調査結果) 2000年(平成12年)

試料採取日: 5月24日、6月16日

試料採取日: 5月24日~6月22日

試料採取日: 10月12日



## ECONET INFORMATION

### ☆ 映画「ディープ・ブルー」

自然の驚異と神秘を伝える海洋ドキュメンタリー

2月2日(土) 14:00~15:30 入場料 800円

場所 あーすプラザ(本郷台駅から3分)

主催/問い合わせ あーすプラザ ☎ 045-896-2899 梅田

### 「種はどこへいったの？」

講師 磯部勝孝氏(日本大学作物研究室 農学博士)

砂川明久氏 平川光代氏 地場野菜のお料理試食会

2月3日(日) 10:00~13:15

J Aさがみ本店3階ホール 参加費300円

主催 地元農業を考える会 藤沢市消費者団体連絡会

すずめの会 J Aさがみ 藤沢市

連絡先 ☎ 22-0635 食生活研究会

### 相模湾海辺の環境学習フォーラム

1月27日(日) 13:30~16:30

藤沢産業センター6階研修室

調講演 相模湾の魅力について

講師 林 公義(横須賀市自然・人文博物館館長)

パネルディスカッション

石川真紀氏 内田正洋氏 海野

義明氏 加藤孝氏

コーディネーター 山口明宏氏

パネル展示



ごみ有料化裁判(第6回) とき 1月28日(月) 11時30分から

横浜地方裁判所 問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎ 44-2652 村上

### 第40回藤沢市消費者大会「もったいないなあ～雨水」

私たちにできる雨水利用について 講師 村瀬誠氏(国際水学会雨水利用spg副代表)

日時 1月27日(日) 10:00~12:00

場所 藤沢市役所7階第7会議室 入場無料

主催 藤沢市消費者団体連絡会 連絡先 市市民相談課 ☎ 25-1111(2592)

### 「環境と化学物質」講義とワークショップ

1月26日(土) 2月2日(土) 2月11日(日・祝) 10:00~16:00

ところ 県環境科学センター(平塚市四ノ宮2-3-39 電話0463-24-3311)

申込み 環境科学センター環境学習担当1/11必着まで



### 藤沢エコネット

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 1月15日(火) 17:30~ 学習文化センターにて

《編集後記》新年おめでとうございます。京都議定書の温室効果ガス削減の約束開始年。すでにドイツでは06年に18%減、日本では12年までに1990年比6%削減の約束が06年6.4%増(速報値)の始末。削減技術世界一と言いつつ、24時間稼働で大量生産、大量消費続ける企業や商店、消費者。暮らし方に加えて働き方も変えなければ実現不可能に思われる。2月は藤沢市長選。経済負担なしのごみ減量化。道路開発が進む市内に代わり、路面電車を走らせ、自動車走行半減、クリーンで静かな街を実現する市長を望みたい。(A)